

調書	コード	事務事業名	ランク	調整区分	区分番号	調整方針
H	3	17 貯蔵品管理	C	存続	1	・地域ごとに緊急対応などが必要であり、緊急用の資材については、従来どおり施設ごとに保管管理する。 なお、メーター等の貯蔵品購入については、一括購入を基本とする。 また、浄水施設に関する貯蔵品管理については、各施設とも現状のままとする。
H	4	1 水源施設維持管理	B	存続	1	・維持管理方法（直営・委託）については、当面現行どおりとする。
H	4	2 水源の水質・水量	C	存続	1	・安全を確保しながら、引き続き現状を存続する。
H	4	3 水質・施設管理体制	C	存続	1	・水質検査は水源毎に水質検査計画を策定する必要があるため、存続とする。
H	4	3 水質・施設管理体制		合併時に統合	2	・水質検査機関については、合併時に現行北見市に統合する。
H	4	4 日常点検	B	存続	1	・現行の業務内容を継続する。
H	5	2 下水道施設維持管理事業	B	合併後に再編	5	・下水道施設の維持管理方法については、各市町の実情に応じ、合併後3年を目途に見直しを行う。
H	5	3 排水設備及び水洗便所改造関連事務	C	合併時に統合	2	・普及促進については、合併時に現行北見市の取扱いに統一する。
H	5	4 排水設備事務	B	合併後に統合	3	・検査方法については、合併後3年を目途に見直しを行う。
H	5	5 下水道施設台帳	C	合併後に統合	3	・合併時は現行方法により施設台帳管理を行い、システム化に向け、段階的に統一を図る。
H	5	7 道路占用等（下水道）	C	合併時に統合	2	・合併時、新市に引き継ぐ。
H	6	1 ガス事業	B	合併後に廃止	7	・ガス事業譲渡後の起債残額の取扱いは、一般会計に引き継ぐ。 ・ガス事業譲渡後の組織体制は、市長部局に引き継ぎを行う。
I	1	2 人事・給与・組合・勤務条件・福利厚生（補助事務）賃金・報酬	B	合併時に統合	2	○一般職職員の身分は、新市に引き継ぎ、人事・給与・共済組合・勤務条件・福利厚生は、市長部局の調整方針の例による。 ○委員報酬については、他の非常勤特別職報酬と一体で調整する。 ○臨時職員・嘱託職員については、市長部局の調整方針の例による。
I	1	3 教育委員会事務局人事等	C	合併時に統合	2	・現行北見市の例を基本に統合する。
I	1	4 学校職員人事	C	存続	1	・現行のまま新市に引き継ぐ。
I	1	7 学校教育施設管理・保守	C	存続	1	・新市に引き継ぐものとし、委託のあり方、一元化等については、合併後2年を目途に調整する。
I	1	8 教育財産の目的外使用	C	合併時に統合	2	・現行北見市の例を基本に統合する。

調	書	コード	事務事業名	ランク	調整区分	区分 番号	調整方針
I	1	9	規則等の制定・改廃	C	合併時に統合	2	・条例・規則・規程については、現行北見市の例を基本に合併時に整理し制定する。
I	1	10	教育行政に関する相談	C	合併時に統合	2	・現行北見市の例を基本に統合する。
I	1	11	公印の管守	C	合併時に統合	2	・現行北見市の例を基本に統合する。
I	1	12	請願及び陳情	C	合併時に統合	2	・現行北見市の例を基本に統合する。
I	1	14	物品の出納・保管及び処分	C	合併時に統合	2	・現行北見市の例を基本に統合する。
I	1	15	教具その他設備の整備	B	合併時に統合	2	・現行北見市の例を基本に統合する。
I	1	16	後援名義の使用許可	C	合併時に統合	2	・現行北見市の例を基本に統合する。
I	1	17	教職員健康診断業務	C	合併後に統合	3	・合併後3年を目途に、現行北見市の例を基本に統合する。
I	1	18	教職員人事事務	C	合併時に統合	2	・現行北見市の例を基本に統合する。
I	1	19	教員住宅	B	存続	1	・教員住宅は、新市に引き継ぐ。また、住宅賃貸料の算定方式は、北見市の例を基本に統合する。
I	1	21	調査・統計業務	C	合併時に統合	2	・現行北見市の例を基本に統合する。
I	1	23	私立高等学校への支援事業	B	存続	1	・現行のまま新市に引き継ぐ（北見市のみ）
I	1	24	私立幼稚園への支援事業	B	合併時に再編	4	・現行北見市の制度を基本にし、端野町と留辺蘂町の幼稚園については、地域性による現行振興策の範囲内で、要綱に定め再編する。
I	1	25	公立幼稚園の管理運営	B	存続	1	・現行のまま新市に引き継ぐ（常呂町のみ）
I	2	3	児童生徒就学事務	B	合併時に統合	2	・現行北見市の例を基本に統合する。
I	2	7	学校図書の実充	B	合併時に統合	2	・現行北見市の例を基本に統合する。
I	2	8	教職員研修参加費補助	B	合併後に再編	5	・合併後、1年を目途に再編する。
I	2	9	校外活動等補助（小学校）	B	合併後に再編	5	・合併後、1年を目途に再編する。
I	2	10	校外・クラブ活動等補助（中学校）	B	合併後に再編	5	・合併後、1年を目途に再編する。
I	2	11	特色ある学校づくり	B	存続	1	・現行のまま新市に引き継ぐ。（北見市・端野町のみ）
I	2	12	学校評議員	C	合併時に統合	2	・現行北見市の例を基本に統合する。

調書	コード	事務事業名	ランク	調整区分	区分番号	調整方針	
I	2	14	学校保健会事業補助	C	合併時に統合	2	・現行北見市の例を基本に統合する。
I	2	15	小中学校教育活動支援講師配置事業	B	存続	1	・現行のまま新市に引き継ぐ。(北見市・常呂町のみ)
I	2	16	子どもと親の相談員事業	C	存続	1	・現行のまま新市に引き継ぐ。(北見市のみ)
I	2	17	教育相談員設置	B	存続	1	・教育相談員は、各地域に配置する。
I	2	18	AL(E)T派遣事業	B	存続	1	・AETは、各地域に配置する。
I	2	19	スクールカウンセラー事業	B	存続	1	・現行のまま新市に引き継ぐ。(北見市のみ)
I	2	20	教科書採択事務	C	合併時に統合	2	・現行北見市の例を基本に統合する。
I	2	22	児童生徒健康診断業務	C	合併時に統合	2	・現行北見市の例を基本に統合する。
I	2	23	就学時健康診断業務	C	合併時に統合	2	・現行北見市の例を基本に統合する。
I	2	24	教科用図書無償給与事務	C	合併時に統合	2	・現行北見市の例を基本に統合する。
I	2	25	学級編成事務	C	合併時に統合	2	・現行北見市の例を基本に統合する。
I	2	27	学校単独補助事業	B	合併後に再編	5	・現行のまま新市に引き継ぐが、合併後3年を目途に再編する。
I	2	28	言語治療学級通級費補助	C	存続	1	・制度は新市に引き継ぐ。(北見市のみ)
I	4	1	派遣社会教育主事に関する事務	C	存続	1	・派遣残任期間については、新市に引き継ぐ。
I	4	6	広報紙発行業務	C	合併後に再編	5	・合併後1年を目途に再編する
I	4	8	受講料(講座・生涯学習センター関連)	B	合併後に再編	5	・受講料と個人負担事業は、新市においても実施することとする。ただし、事業内容、負担割合については当面は現行とし、合併後3年を目途に再編する。
I	4	9	社会教育関係助成	B	合併後に統合	3	・合併後1年を目途に関係団体の協力と理解を得て、統一の方向で調整する。
I	4	13	生涯学習アドバイザー	C	合併時に統合	2	・現行のまま存続し、北見市の例に倣い報酬等を統一する。
I	4	14	社会教育推進協議会	C	合併時に再編	4	・網走ブロックの常呂町が、北見ブロックに編入される。
I	4	15	文化祭	C	存続	1	・存続する。
I	4	18	P T A連合会	C	合併後に再編	5	・ブロックの再編に合わせ、補助金の調整を行う。

調書コード	事務事業名	ランク	調整区分	区分番号	調整方針
I 4 19	女性（婦人会）活動	C	存続	1	・現行の組織は存続されるので、現行どおり活動を支援する。
I 5 1	体育協会	B	合併後に再編	5	・補助金については、新市に引き継ぐ。各市町の区域における団体において、合併後、早急に連絡協議会等を立ち上げ、1年以内に統合に向けて調整に努めるよう働きかける。
I 5 2	体育指導委員関係業務	B	合併時に再編	4	・指導委員数は、北見市10名、留辺蘂町4名、端野町、常呂町各3名、計20名とする。ただし、合併後3年を目途に新市において定数、構成区分の見直しを図ることとする。委員報酬については、北見市の例による。
I 5 3	総合型地域スポーツクラブ	C	合併後に再編	5	・現況では、北見市だけの設置となっているが、それぞれの町が色々な形で取り組んでいる。今後とも地域に密着したスポーツの振興に取り組んでいく。
I 5 6	スポーツ活動補助金	C	合併後に再編	5	・各種スポーツ活動補助金は、合併後1年を目途に再編する。
I 5 7	スポーツ公園管理運営	C	存続	1	・現在の施設の運営管理方法等については、指定管理者制度導入などの調整を目指しながら新市に引き継ぐ。
I 5 9	スポーツ教室、講習会	C	合併時に統合	2	・事務処理、講師謝礼等については、合併時北見市の例により統一するが、事業については各地区の特徴を生かし、合併後3年を目途に調整する。
I 5 10	スポーツ技術指導員	C	合併後に再編	5	・組織の統合については、合併後3年を目途に調整する。ただし、講師謝礼については、北見市の例に倣い合併時に統一する。
I 6 1	青少年健全育成	B	合併時に統合	2	・組織については、北見市の例に倣い、合併時に統合する。事業については存続する。
I 6 2	児童館	B	合併後に再編	5	・新市に引き継ぐが、設置、管理及び使用料に係わる条例は現行どおりとし、合併後3年を目途に見直す。ただし、児童館運営委員の定数は、合併時に再編し、現北見市の17名と各町から各1名の20名とする。なお、合併後3年を目途に新市において定数、構成区分の見直しを行う。委員報酬については、他の非常勤特別職報酬と一体で調整する。
I 6 3	放課後児童クラブ	C	合併後に再編	5	・新市に引き継ぐ。ただし、地域の実情及び施設状況を考慮し、利用料等の公平性を図りながら、3年を目途に新市において利用料の見直しを行う。
I 6 4	勤労青少年福祉対策（勤労青少年ホーム）	C	存続	1	・新市に引き継ぐ。
I 6 5	成人式	C	合併後に再編	5	・式の名称は北見市成人式（北見会場等）、開催期日は1月第2月曜日の前日の日曜日として統一するが、実施方法、内容については、地域の実情を尊重することとし、経費単価基準については、合併後3年を目途に再編する。
I 6 7	少年リーダー養成研修事業	C	合併時に統合	2	・連帯意識や郷土愛をもった新市の子どもを養成するため、研修会場を新市各地区に設定する。
I 6 9	青年団体協議会	C	合併時に再編	4	各市町の実情を尊重しながら、関係団体の協力を得て、合併時に統一組織を再編する。

調	書	コード	事務事業名	ランク	調整区分	区分 番号	調整方針
I	6	10	少年補導センター	B	合併時に統合	2	・合併時に北見市の例に倣い統合する。
I	6	11	広域補導連絡協議会	C	合併時に統合	2	・関係機関の協力を得て、合併時に統一組織として再編する。
I	6	12	社会を明るくする運動	C	合併時に統合	2	・実施委員会の一本化と実施内容の見直しを合併時まで調整し、国民運動として新市に引き継ぎ、統合する。
I	7	1	美術館運営管理業務	C	存続	1	・現状で存続する。
I	8	3	公民館等運営管理業務	C	合併後に再編	5	・公民館に係る保険類、コピーサービス等、合併時に再編しなければならない事務事業を除き、地域性を考慮し、指定管理者制度導入の調整を目指しながら、合併後3年を目途に再編を行う。
I	8	4	公民館維持管理業務	C	合併後に再編	5	・現在の維持管理業務については、指定管理者制度導入の調整を目指しながら、3年を目途に再編を図る。
I	8	5	公民館主催事業開催業務	C	合併時に統合	2	・事務処理、講師謝礼等については、現行北見市の例により、合併時に統一するが、事業については各地区の特徴を生かし、合併後3年を目途に再編を図る。
I	9	1	図書館	C	存続	1	・図書館については、現行どおり新市に引き継ぐ。ただし、ブロック電算システムについては、早期に統一を図る。
I	10	1	歴史民俗資料館運営業務	C	合併後に再編	5	・各地区の特殊性を保つため、現在の運営業務を存続させるが、合併後3年を目途に再編を図る。
I	10	2	博物館等の管理運営	C	合併後に再編	5	・各地区の特殊性を保つため、現在の運営業務を存続させるが、合併後3年を目途に再編を図る。
I	10	4	博物館関係団体	B	存続	1	・基本的には現行のまま存続するが、北海道博物館協会、網走管内博物館連絡協議会等、組織再編に係る団体については、合併時に統合する。
I	10	6	文化財調査・保護業務	C	存続	1	・基本的には、現行のまま存続するが、指定文化財に係る管理謝金等については合併時に統合する。
J	1	3	本会議運営状況	B	合併後に再編	5	・新市の議会の初議会に向けて、全員協議会等で協議する。
J	1	4	議会運営上の申合せ事項	B	合併後に再編	5	・新市の議会において決定する。初議会については全員協議会等で協議する。
J	1	5	本会議開催状況	B	合併後に再編	5	・新市の議会で法の定めるところにより、条例を制定し決定する。
J	1	6	一般質問の状況	B	合併後に再編	5	・選挙後、最初の定例会前までに議会で決定する。
J	1	7	会議録の調製	C	合併後に統合	3	・会議録作成は委託方式とし、会議録の活用方法は新議会事務局において、現行北見市の例により取扱いを決定する。
J	1	8	議決書の作成	C	合併後に統合	3	・議決書等の作成、関係機関への送付については法令に基づき処理することとし、議決結果表の作成、配付については新議会事務局において、現行北見市の例により取扱いを決定する。

調	書	コード	事務事業名	ランク	調整区分	区分 番号	調整方針
J	1	10	委員会審査と開催状況	B	合併後に再編	5	・選挙後、新市の議会において決定する。
J	1	11	委員会傍聴状況	B	合併後に再編	5	・新市の議会の初議会において制定する委員会条例で決定する。
J	1	12	委員会記録の作成	C	合併後に統合	3	新市の議会において、現行北見市の例により取扱方法を決定する。
J	1	13	特別委員会の設置状況	B	合併後に再編	5	・新市の議会の初議会において委員会条例制定後、必要に応じ設置を決定する。
J	1	14	議会の広報	B	合併後に再編	5	・新市の議会において、発行方法などについて検討し決定する。
J	1	15	議員互助	C	合併後に再編	5	・議員会の組織化及び議員互助制度の活用については、新市の議会で検討する。
J	1	16	議員の公務災害	B	合併時に統合	2	・3町は、一部事務組合を脱退し、現行北見市においては一部事務組合が組織されていないことから、現行北見市の例により条例を制定する。
J	1	18	議員台帳	C	合併後に統合	3	・新市の議会事務局において、現行北見市の例により取扱いを決定する。なお、既存台帳については新市の議会事務局で一括保管する。
J	1	19	議会選出各種委員	B	合併後に再編	5	・法律及び新市が加入する一部事務組合の規約に定める議員等のほか、条例で定める各種審議会等の委員への議員の就任については、選挙後の新しい議会で決定する。
J	1	20	請願・陳情の受理及び審議状況	B	合併後に再編	5	・新市の議会において取扱方法を決定する。
J	1	21	決議・意見書の取扱い（提出要件）	B	合併後に再編	5	・新市の議会において取扱方法を決定する。
J	1	24	議長交際	B	合併後に再編	5	・新市の議会において交際費の額、支出事務の取扱方法を決定する。
J	1	25	議員視察	B	合併後に再編	5	・新市の議会において実施について決定する。
J	1	26	議会行政視察対応状況	C	合併後に統合	3	・新市の議会事務局において、現行北見市の例により取扱いを決定する。
J	1	27	議会公印の管守	C	合併後に統合	3	・新市の議長において、保管者、公印の種類にかかる規程（事務局規程、公印規程）を現行北見市の例により定める。
J	2	3	農業者年金業務	C	存続	1	・農業者年金業務は存続する。
J	2	3	農業者年金業務		合併後に再編	5	・農業者年金協議会活動費負担金は、合併後（仮称）連絡調整会議で整理・調整を図る。
J	2	4	農地銀行業務	C	存続	1	・農地銀行業務は存続する。
J	2	5	標準小作料改定	C	存続	1	・標準小作料の改定事務については、農地法に基づき各農業委員会で実施すべき業務であり存続する。
J	2	6	家族経営協定推進業務	C	存続	1	・家族経営協定推進業務は、近代的な農業の確立や女性農業者の経営参画の実現などに向け、各農業委員会が実施しており存続する。

調	書	コード	事務事業名	ランク	調整区分	区分 番号	調整方針
J	2	7	贈与税、不動産取得税に係る事務手続	C	存続	1	・贈与税、不動産取得税に係る事務については存続する。
J	2	7	贈与税、不動産取得税に係る事務手続		合併時に統合	2	・贈与税、不動産取得税に係る証明手数料は、合併時に現行北見市（他の項に規定する証明以外の証明）の例により統合する。
J	2	8	農地・農家台帳整備	B	合併後に再編	5	・統一した電算システムを合併後3年以内に整備する。
J	2	9	農地法の利用調整関係業務	C	存続	1	・農地法の利用調整関係業務については存続する。
J	2	10	農業経営基盤強化促進法による権限移動事項	C	存続	1	・農業経営基盤強化促進法による権限移動事項に係る事務は存続する。
J	2	11	嘱託登記申請事務	C	存続	1	・嘱託登記申請事務は存続する。
J	2	11	嘱託登記申請事務		合併時に廃止	6	・留辺蘂町の登記申請手数料は合併時に廃止する。
J	2	12	現況証明等業務	B	存続	1	・現況証明等業務に係る事務については存続する。 ・現況証明手数料及びその他の証明手数料は、現行北見市の例により統一する。ただし、手数料の免除は以下のとおりとする。
J	2	12	現況証明等業務		合併時に統合	2	・法令等に定めがあるもの ・受託料等別途充当収入があるもの ・その他会長が認めるもの
K	1	1	任免	B	合併時に統合	2	◎職員関係 現在の職員については引き続き新市に引き継がれることから、「職員の派遣に関する協定書」により北見地区消防組合へ派遣することとし、管理者は消防長を任命し、消防長は管理者の承認を得て他の職員を任命する。 ◎団員関係 北見地区消防組合消防団条例を基本に統一を図り、再編する。 ◎階級 現行北見の職制と階級を基本に、合併時に統一する。
K	1	2	賞じゅつ	C	合併時に統合	2	・賞じゅつ金については消防表彰規程（昭和37年消防庁告示第1号）により、各消防本部が準則により制定しており、内容に差異がないことから、北見地区消防組合条例で統一する。
K	1	3	表彰	C	合併時に再編	4	・各消防本部及び各市町により表彰規程が異なることから、北見地区消防組合の関係表彰規則等をベースに規則等を統一し、合併時に事務の再編を行う。
K	1	4	被服等の貸与	C	合併時に統合	2	・被服の給貸与については北見市・端野町及び常呂町についてはそれぞれの消防組合「消防職員被服給与及び貸与規則・消防団被服貸与規程」を、留辺蘂町については「消防職員に対する被服の給与及び装備の貸与に関する規程・消防団員の定員、任免、服務等に関する条例」により支給しているが、支給項目に差があることから、合併時に「北見地区消防組合職員服給与及び貸与規則・消防団被服貸与規程」に統一する。

調	書	コード	事務事業名	ランク	調整区分	区分 番号	調整方針
K	1	6	職員の健康・衛生に関すること	C	合併時に統合	2	・労働安全衛生法により隔日勤務者は、年2回職員の定期健康診断を受診することとなっていることから、北見市に統一を図る。都市職員共済に加入している職員は、地方公務員等共済組合法により、合併後北海道市町村職員共済組合に加入することで統一する。
K	1	7	経理事務に関すること	C	合併時に統合	2	・北見地区消防組合財務規則を基本に統一を図る。
K	1	9	文書の編纂及び保存に関すること	C	合併時に統合	2	・北見地区消防組合事務取扱規程を基本に統一を図る。
K	1	10	職員の研修に関すること	C	合併時に再編	4	・北見地区消防組合消防職員教養規程を基本に統一を図り、外来講師及び職制に応じた教育訓練を実施する。
K	1	11	予算及び決算に関すること	B	合併時に統合	2	・置戸町・訓子府町と新市とで消防組合が存続されることから、北見地区消防組合財務規則に基づき予算編成を行うとともに決算を調整し組合議会に提出する。
K	1	12	公印の管理に関すること	C	合併時に統合	2	・現行北見地区消防組合公印規則を基本に合併時までに統一を図る。
K	1	15	ネットワークに関すること	C	合併時に統合	2	・合併時に署所間のネットワーク構築を行い、効率的な事務の執行体制を整える。
K	1	17	福利厚生に関すること	C	合併時に統合	2	・消防職員の福利厚生会は一本化し、合併時に統合する。
K	2	4	消防団の諸行事	B	存続	1	・消防演習、新年観閲式（出初式）、訓練等各地域毎に消防団活動を行ってきた経緯から、地域性を踏まえ継続とする。
K	2	5	公務災害補償	C	合併時に統合	2	・新市において職員は「地方公務員災害補償基金」に加入 消防団員は「北海道市町村総合事務組合」に加入する。
K	2	6	退職報償金	C	合併時に統合	2	・新市においては、消防団員は「北海道市町村総合事務組合」に加入し、事務を委任し統合する。
K	2	8	消防水利	C	合併時に再編	4	・現行の消防水利については、継続して使用するものとし、消防水利の整備計画については、改めて密集度合いを考慮し合併時に再編する。
K	2	9	職員の安全運転管理に関すること	C	合併時に再編	4	・現行北見地区消防組合安全運転管理規程を基本に合併時までに再編する。
K	2	10	救急統計に関すること	C	合併時に再編	4	・現行の救急事故等報告要領及び北見地区消防組合警防規程等を基本に、統計方法及び報告様式を統一し、事務処理における窓口を本部警防課で一元化し、合併時再編する。
K	3	1	火災予防に関すること	C	合併時に統合	2	・現行北見地区消防組合火災予防条例を基本に合併時統合する。
K	3	2	建築同意に関すること	C	合併時に再編	4	・建築確認申請事務については新市の本庁で行うことから、建築同意等については、合併時より消防本部で行い事務処理を一元化する。
K	3	3	危険物関係許認可に関すること	C	合併時に再編	4	・現行北見地区消防組合火災予防条例・施行規則及び北見地区消防組合危険物の規制に関する規則を基本に統一し、危険物関係許認可事務については、指導・審査の一貫性の必要性から消防本部予防課で行う。



調書	コード	事務事業名	ランク	調整区分	区分番号	調整方針	
K	3	4	予防査察に関する こと	C	合併時に再編	4	・現行北見地区消防組合予防規程を基本に、査察対象物基準、査察台帳用紙及び指導書について合併時再編する。
K	3	5	火災原因調査に 関すること	C	合併時に再編	4	・現行北見地区消防組合火災調査規程に統一することとし、火災原因調査は消防本部が担当し、軽微な事案は署・支署・出張所で対応することで統一する。
K	3	6	消防設備等の検 査及び指導に関 すること	C	合併時に再編	4	・新市において建築確認申請が一括処理されることから消防本部で実施することで統一する。
K	3	7	消防法に基づく 強制措置に関す ること	C	合併時に再編	4	・現行北見地区消防組合火災予防条例及び、北見地区消防組合違反処理規程を基本に統一を図る。
K	3	8	火災統計に関す ること	C	合併時に再編	4	・北見地区消防組合火災調査規程に統一し、規制事務等の統計事務については、各署所よりのデータを本部予防課で集約し報告するものとする。
K	3	9	気象・火災警報 の記録及び態勢 に関すること	C	合併時に再編	4	・現行北見地区消防組合予防規程、警防規程を基本とし統一する。
K	3	10	り災証明に関す ること	C	合併時に再編	4	・現行北見地区消防組合火災調査規程を基に統一を図り、住民サービスの低下にならないよう、各支署で発行できることとし、り災証明に係る事務手数料についても徴収しないことで統一する。
K	3	11	一般、防火対象 物	C	合併時に再編	4	・現行北見地区消防組合消防署の防火対象物の査察対象基準に基づき統一を図り、防火対象物の消防用設備の維持管理が適正に行われているかを立入検査を行うことにより指導する。防火対象物使用開始届、防火管理者の選解任、消防計画の届出等については、住民サービスを低下しないよう各支署で受理できるものとする。
			Bランク	196	27.6%		
			Cランク	513	72.4%		
			合計	709	100.0%		
			存続	195	25.8%		
			合併時に統合	345	45.6%		
			合併後に統合	23	3.0%		
			合併時に再編	57	7.5%		
			合併後に再編	104	13.8%		
			合併時に廃止	22	2.9%		
			合併後に廃止	10	1.3%		
			合計	756	100.0%		